

令和6年度 北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業を実施します －堺市内各警察署と連携－

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（以下「啓発週間」）です。北朝鮮当局による拉致問題を風化させないよう、国民それぞれが経緯を含めた問題の現状を知り、関心と認識を深めることが大切です。

堺市では、拉致問題を市民の皆様と一緒に考え、国民的な課題として問題の解決に取り組むため、堺市内各警察署と連携し、以下のとおり啓発事業を行います。

1 パネル展の開催

- (1) 期間：令和6年12月10日（火）～12月16日（月）
※中・東・南区役所は土・日曜日を除く。
- (2) 会場：堺区役所：堺市役所高層館1階ロビー 北側（堺区南瓦町3番1号）
中区役所：1階エントランスホール（中区深井沢町2470番地7）
東区役所：1階エントランスホール（東区日置荘原寺町195番地1）
西区役所：1階玄関ホール（西区鳳東町6丁600番地）
南区役所：2階ロビー（南区桃山台1丁1番1号）
北区役所：1階エントランスホール（北区新金岡町5丁1番4号）
美原区役所：1階エントランスホール「風の広場」（美原区黒山167番地1）
- (3) 内容：北朝鮮当局による拉致問題に関するパネル展示、アニメ「めぐみ」上映（土・日曜日を除く）



アニメ「めぐみ」

出典：政府拉致問題対策本部ホームページ

<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>

2 ブルーリボンライトアップ

(1) 期間：令和6年12月10日（火）～12月16日（月）

(2) 場所：旧堺燈台（堺区大浜北町5丁地先）

フェニーチェ堺（堺区翁橋町2丁1-1）※12月10日のみ実施。雨天の場合は中止。

3 その他

(1) 広報さかい（12月号）へ啓発週間周知記事の掲載

(2) 堺市ホームページへ啓発週間の案内を掲載

(3) 堺市公式 SNS アカウント等へ啓発週間の案内を投稿

(4) 各区役所のデジタルサイネージ、庁内放送による啓発週間の案内、パネル展来場の呼びかけ

(5) 市内警察署が発行する「交番だより（12月号）」等による啓発週間に関する記事の掲載

(6) 各区役所、堺市立人権ふれあいセンター（あいてらす堺）において懸垂幕の掲出

4 堺市内各警察署への情報提供

北朝鮮当局による拉致被害者として政府によって認定されている帰国した5名を含む17名のほかにも、拉致の可能性が排除できない事案を、警察庁及び各都道府県警察本部のホームページに掲載しています。

「もしかしたらこの人のことではないか」等、些細なことでも構いませんので、皆様からの情報をお寄せください。

堺警察署 警備課（電話：072-223-1234） 北堺警察署 警備課（電話：072-250-1234）

西堺警察署 警備課（電話：072-274-1234） 中堺警察署 警備課（電話：072-242-1234）

南堺警察署 警備課（電話：072-291-1234） 黒山警察署 警備課（電話：072-362-1234）

大阪府警察ホームページ（拉致の可能性を排除できない事案に係る方々）

<https://www.police.pref.osaka.lg.jp/jiken/rachi/index.html>



問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：市民人権局 ダイバーシティ推進部 人権推進課
電 話：072-228-7420
ファックス：072-228-8070